

○小諸市特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月7日

条例第34号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、小諸市特別職等の報酬等の額について審議するため小諸市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

（平31条例5・一部改正）

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（平17条例1・平18条例54・平20条例27・一部改正）

(委員)

第3条 審議会は委員10人をもって組織し、その委員は、小諸市の区域内の公共的団体等の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。

2 前項に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

3 第1項の委員の任期は、当該委嘱に係る審議会が終了するまでとする。

（平22条例8・一部改正）

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

（平14条例32・一部改正）

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年9月1日から適用する。

附 則（平成14年12月24日条例第32号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月20日条例第54号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の条例の規定により、現に委員となっている者については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。